

○鳥栖市人権擁護審議会規則

平成 10 年 3 月 31 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[鳥栖市人権擁護に関する条例\(平成 10 年条例第 9 号\)第 5 条第 2 項](#)の規定に基づき、鳥栖市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内で組織し、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市及び関係行政機関の職員

2 委員の任期は 2 年とし、その職にあるため委員となった者の任期はその在任期間とする。

3 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 13 規則 16・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長がこれを招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(平 17 規則 1・令 2 規則 25・一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日施行する。

附 則(平成 13 年規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥栖市人権擁護審議会規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第1項第1号の規定により委員となっていた者の任期は、改正前の規則第2条第2項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則(平成17年規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。